

2019年2月26日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳  
(JASDAQ・コード6425)  
問合せ先 執行役員 経営企画室長 竹内 東司  
電話番号 03-5530-3055 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年3月25日開催予定の第46期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の任期において終期の差が生じないようにするため、取締役の任期の調整に関する規定(変更案第21条第2項)を新設するものです。
- (2) 今後の当社の経営状況等に応じて、柔軟かつ適切に株主様に対する利益還元を実施できるようにするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当(中間配当)ができるよう、現行定款第42条を変更し、中間配当に関する規定(変更案第43条)を新設するものです。
- (3) その他、一部体裁の統一のために所要の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第20条 (条文省略)  (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第1条～第20条 (現行どおり)  (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条～第 41 条 (条文省略)

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条

当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

②当社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

③当社は、前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(新設)

第 43 条 (条文省略)

②任期の満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第 22 条 (現行どおり)

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条～第 41 条 (現行どおり)

(期末配当)

第 42 条

当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(削除)

(削除)

(中間配当)

第 43 条

当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (中間配当) をすることができる。

第 44 条 (現行どおり)

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

2019年3月25日

定款変更の効力発生日

2019年3月25日開催の定時株主総会の終結の時

以上